

2022年9月2日

各位

太陽生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する給付金等請求時の必要書類について

このたびの、新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられました皆様に謹んでお見舞い申し上げます。

当社では新型コロナウイルス感染症に罹患された場合で、入院による治療が必要であったにもかかわらず、医療機関の事情などによりただちにご入院できない等、必要な入院治療を受けられず、ご自宅やその他病院などと同等とみなされる施設で治療を受けられる場合（以下、「みなし入院」）などでも、医師の証明書等の提出により、入院給付金のお支払い対象としています。

これまでは、「みなし入院」の入院給付金等のご請求にあたり、「新型コロナウイルス感染症に罹患したこと」がわかる証明書として「保健所・自治体が発行する証明書」（以下、「療養証明書」）を提出いただいておりますが、医療機関や保健所における更なる負担軽減を進める観点から、療養期間が10日以内の場合は、原則として「療養証明書」の発行を求めない事務体制を構築しました。

「療養証明書」の代替となる書類については、以下の通りです。

	療養期間	これまでの取扱	2022年9月2日以降の取扱
宿泊・ 自宅療養	10日 以内	① 「My HER-SYSで表示された療養証明書」を印刷したもの ② 「宿泊・自宅療養証明書」や就業制限通知・就業制限解除通知 等	① 同左 ② 上記①を準備できない場合、「新型コロナウイルス感染症」に罹患したことが確認できる以下の書類 ・ 医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかるもの 等

※療養期間が10日超の場合は従来通り療養期間がわかる証明書のご提出が必要です。

※2022年9月2日時点での取扱いであり、今後、法令の改正等により変更する可能性があります。

なお、ご請求いただく際は、給付金請求書、入院状況報告書等、必要な書類がございます。その他ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

<お客様サービスセンター>

電話番号：0120-97-2111 受付時間：月～金 9：00～18：00

土・日 9：00～17：00

（祝日・年末年始（12/30～1/4）は休業します）

以上